

本原原発第23号  
2026年9月14日

原子力規制委員会 御中

中部電力株式会社  
代表取締役社長 社長執行役員  
林 欣吾

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第67条第1項の規定に  
基づく報告徴収について（続報）

当社が2026年1月5日に公表しました浜岡原子力発電所の新規制基準適合性審査における基準地震動策定に係る不適切事案（以下「本事案」といいます。）に関し、貴委員会令和8年1月14日付け「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第67条第1項の規定に基づく報告の徴収について」（原規規発第2601141号）による報告徴収に対し、2026年3月31日付け、本原原発第42号でご報告申し上げました。

今回、報告徴収事項のうち「（3）設置するとしている第三者委員会による調査結果（事実関係及び原因の調査並びに再発防止策の検討を含む。）」について当社から独立した外部専門家のみで構成される委員会（以下「調査委員会」といいます。）の調査報告書を受領したことから、別紙のとおり、ご報告いたします。

なお、報告徴収項目「（2）本事案の直接的原因及び根本的原因」及び「（5）（2）から（4）までをもって特定した内容を踏まえた是正措置（組織的な改善に係る再発防止策を含む。）」については、今後検討のうえ、改めて報告をさせていただく所存です。また、「（1）本事案の事実関係及び経緯」及び「（4）本事案の確認された設置変更許可申請に係る同様の事案の調査結果（同様の事案が確認された場合はそれらの事実関係、経緯、直接的原因及び根本的原因を含む。）」につきましては、今後実施する根本的原因分析の結果や対策検討結果等を踏まえ、必要に応じて追加調査を実施のうえ、改めて報告させていただきます。

別紙：報告徴収項目毎の報告状況および今後の報告予定

## 報告徴収項目毎の報告状況および今後の報告予定

## (1) 本事案の事実関係及び経緯

調査委員会報告書（添付資料）のとおり。

今後、根本的原因分析の結果等を踏まえ、必要に応じて追加報告する。

## (2) 本事案の直接的原因及び根本的原因

調査委員会報告書（添付資料）のとおり。

今後、根本的原因分析の結果等を踏まえ報告する。

## (3) 設置するとしている第三者委員会による調査結果（事実関係及び原因の調査並びに再発防止策の検討を含む。）

調査委員会報告書（添付資料）のとおり。

## (4) 本事案の確認された設置変更許可申請に係る同様の事案の調査結果（同様の事案が確認された場合はそれらの事実関係、経緯、直接的原因及び根本的原因を含む。）

調査委員会報告書（添付資料）のとおり。

今後、根本的原因分析の結果等を踏まえ、必要に応じて追加調査を実施し、その結果を追加報告する。

## (5) (2) から (4) までをもって特定した内容を踏まえた是正措置（組織的な改善に係る再発防止策を含む。）

今後、(2) から (4) までをもって特定した内容を踏まえた是正措置（組織的な改善に係る再発防止策を含む。）を報告する。

添付：[調査報告書（開示版）](#)